

2024年10月28日

お客さま各位

暗号資産交換業者へのお振込について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、被害金が暗号資産交換業者あてに振込される事例が多発しています。

名古屋銀行では、お客さま保護および不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者へのお振込に際し、振込依頼人名を口座名義人名と異なる依頼人名に変更して行うお振込を制限させていただく場合がございます。

金融犯罪防止のため、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(金融庁ホームページリンク)

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

(警察庁ホームページリンク)

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

以上



名古屋銀行

Bank of
NAGOYA